



弁護士会の国際活動

第1回 UIA Paris 年次大会／パリ弁護士会新年式



UIA Paris 年次大会



国際委員会委員 光野 真純 (66期)

1 概要

UIA (Union Internationale des Avocats) は、1927年にパリを本部として設立され、200を超える弁護士会をはじめ、約120か国の団体会員・個人（個人会員数約2000名）が加盟している国際法曹団体である。2024年は、10月30日から11月3日にかけて、第68回UIA年次大会がフランス、パリにて開催された。

人権や法の支配、訴訟や労働法、金融法や刑法、知的財産法などをテーマにした主要なセッションはもちろん、OHADA LAWといって、アフリカにおける会社法及び実施機関システムに関するセッションがあるのは、フランス語も主言語とされるUIAならではの。専門分野の委員会活動が活発であることから、Fashion LawやArt Law、Agrifood LawやAnimal Law、Health LawやSports Lawといった先端分野に関するセッションや、2024年度でいえば「Agrifood Law /Insurance Law /International Sale of Goods /Private International Law /Transport Law」といったような、1つのセッションで複数の法律テーマを横断的に取り扱うものも多くある。



2024年度のメインテーマは、AIとファッションであり、50程度のセッションが開催された。このうち、延べ16名の日本人がスピーカーとして登壇したことは、UIAにおける日本のプレゼンスがいかに高いかが分かる。

2 セッションの報告

Asian Lawyers' Forumでは、他の地域の参加者も興味を持てるテーマとして「LGBTQと人権」を選択

し、インド、オーストリア、日本の3者が登壇し、各国のLGBTQの法規制等について発表がなされた。

インドでは、同性パートナーを受取人とする銀行口座の開設や同性パートナー同士を「一世帯」とすることを可能にするなど、LGBTQの人権に配慮された法整備へ向かっているものの、同性婚を認めるかどうかについて、裁判官の意見が割れているとのことであった。ヨーロッパ各国、特にイタリアでは、「バックラッシュ」と呼ばれるLGBTQの権利やジェンダー運動などの人権活動に対する反動が強く起こっていることがわかった。

しかし、これらは、政治的思想的な反発を理由とするものであり、同性婚を認めた結果、相続や子ども（養子）などに悪影響が起こるなどの制度に直接起因する理由ではないことから、LGBTQの権利が政治的もしくは思想的な理由により制限されることのないようにすべきだと思った。

3 国際会議に参加する意義

ディナー等のイベントも目白押しで、息つく暇はない。これらは、本大会の主目的ではないものの、参加者同士懇親を深め、仕事内容を共有するなどネットワーキングに重要な機会なので、もれなく参加すべきである。

UIAの参加は、知見を得られるのみならず、業務の幅も広がることから、多くの会員の参加を推奨する。参加のハードルが高いことは事実であるが、日本人スピーカーの増加や2024年3月に開催された東京でのUIAセミナー“A Road to Human Rights Due Diligence”への評価も高く、パリ年次大会では、日本への関心が高まっていることを実感した。このように、UIAでの日本人の活躍を元に、小規模セミナーを含め東京での開催を行い、会員、特に若手会員の参加のきっかけになれば、会員の国際化及び業務拡大に寄与することになるだろう。



パリ弁護士会新年式



国際委員会副委員長 瀧澤 渚 (67 期)

1 概要

パリ弁護士会は、2010年の当会との友好協定締結以降、当会若手弁護士の研修受入れ、同会のオンラインリーガルデータベースの当会会員への開放等を行っているほか、毎年11月末に行われる新年式に当会を招待している（なお、便宜上、当会では「新年式」と訳されることが多く、ここでもそれに倣っているが、原文ではRentrée（新年度）の式と題されている。夏休み明けの忙しい時期から一息ついた11月末に行われる、パリ弁護士会の新年度の節目の行事である）。

新年式には、約80の友好協定締結先の代表者が招待され、弁護士会の代表者同士が国を超えて交流する機会を提供するものとなっている。

2024年の新年式は、2024年11月28日及び29日に開催され、当会からは、町田行功2024年度副会長及び当職が参加した。



右から町田行功当会2024年度副会長、Pierre Hoffmanパリ弁護士会会長、当職

2 新年式典

新年式典は、パリ市内のシャトレ劇場で行われ、2名の若手刑事弁護士が近時の重大判決等をテーマにした演説を披露したのち、Vanessa Bousardoパリ弁護士会副会長、Pierre Hoffmanパリ弁護士会会長、Didier Migaud司法大臣が、順にスピーチを行った。

会長・副会長のスピーチでは、世界各地の紛争や極端な思想の台頭により、法の支配に対する脅威が生じていることや、そうした中で弁護士や弁護士会がどのような役割を果たすべきかについて演説がなされ、その後、同会が近時に行った施策が紹介された。その中で個人的に興味深かったのは、以下である。

- 法律相談バス（バスに相談スペースを設け、困難の多い地域等を移動して無料相談を提供する。利用者は予約なしで法律相談が受けられる）
- 産休・育休・傷病による長期休職、健康上の緊急な状態等に直面した弁護士が、無償で、裁判手続きを代わりに遂行してくれる弁護士を探すことができるシステムの導入
- 会員のための保育園の開設

- AIに関するサンフランシスコ弁護士会との提携
- リーガルテック・AIサービスの会員への無償提供の開始

3 ガラパーティ

ガラパーティには、多くのパリ弁護士会理事者・一般会員、海外弁護士会の招待者が参加し、大いに賑わった。参加者は、男性はタキシード、女性はロングドレスといった正装での参加が求められ、会場入口では、パリ弁護士会会長・副会長が、配偶者を伴って参加者を迎えた。会場では飲食が振舞われ、パリ弁護士会理事者や後述の同会国際局の責任者を含む、他の参加者らと交流することができた。加えて、2025年1月に当会と友好協定を新たに締結した台北弁護士会も新年式に招待されており、同会理事長を含む同会の使節団とも友好協定調印式直前のタイミングで交流をさらに深化させることができ、この新年式の弁護士会同士の国際交流の場としての意義の高さを痛感した。

4 パリ弁護士会と当会の交流

上記に加え、パリ弁護士会と当会の交流のうち2024年度に行われたものとして、当委員会は、2024年10月のUIAパリ大会の折に、当委員会の樋口一磨委員長、広瀬元康委員、当職の3名で、パリ弁護士会の国際局を訪問し、両会の最近の動向や施策、問題意識、今後の交流について意見交換を行った。

5 終わりに

パリ弁護士会は、政府からの財政独立という意味で当会と似た面を有するほか、カルパ（弁護士の預り金口座を、弁護士会が設置、管理し、弁護士が他人の金銭を預かる場合には、その口座を経由させなくてはならないとする法律上の制度）をはじめ、当会においても参考となる制度や施策を行っている。また、同会は毎年、友好協定先の若手を対象とした2か月間の研修制度を設けており、これまでに複数の当会会員が当該制度を利用している。今回の新年式参加により、今後も、友好協定を通じてパリ弁護士会との友好関係を強化・維持することは、当会にとって非常に意義深いことだという思いが再確認された。